

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

施策の大綱が目指すまちのイメージ

■豊かな子育てができるまち

亀山市ならではの充実した子育て支援と、質の高い教育に支えられながら、市全体が子どもたちの成長を見守る中で、「豊かな子育てができるまち」を目指します。

基本施策の大綱

子育てと子どもの成長を支える
環境の充実

基本施策

子どもたちの豊かな学びと成長を支える
環境の充実

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの
推進



4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(1) 子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実



目指す姿

子どもたちが、豊かな学びのもと、未来を創るための力を身に付けています。

現状と課題

- 学校教育が複雑化・多様化した課題を抱える中で、本市では、国の第3期教育振興基本計画や「三重県教育施策大綱」の方針等を踏まえつつ、亀山市総合教育会議等を経て令和3年度に亀山市教育大綱及び亀山市教育ビジョンを改定しました。人口減少や少子化に加え、スマート社会の到来、ポストコロナ時代に対応した教育活動等、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、そうした変化に対応していくことが求められます。また、本市が「教育のまち」として充実し、発展していけるよう市民の教育に対する意識を高めるとともに、教育大綱に沿った学校教育の推進の機運を醸成していく必要があります。
- 地域や保護者の方が学校運営に参画するコミュニティ・スクール^{*1}（学校運営協議会制度）の取り組みが全国的に進められている中、本市では、令和3年度には市内小中学校14校全てに学校運営協議会が設置されました。これまで、各学校では学校評価についても充実・定着を図り、その評価をもとに教育活動の改善が行われ、学校の組織力の向上につながっています。今後は、市内の小中学校全校に設置された学校運営協議会を核とした地域の連携と協働を進める中で、子どもの安心・安全の確保や、危機管理体制の強化を引き続き行うとともに、教職員の資質向上等を推進し、信頼される学校づくりを進める必要があります。
- 川崎小学校の改築や井田川小学校の増築・給食室改修等により学びの環境整備は充実し、また、令和元年度には普通教室における空調機設置の完了により、子どもたちの学習環境は大きく向上しています。今後は、子どもたちが安全で快適な学校生活を送るため、老朽化が進んでいる学校施設については予防保全型^{*2}管理を進めながら計画的な施設の長寿命化等を図るとともに、子どもたちの良好な健康状態の維持に配慮した取り組みを進める必要があります。また、現在、亀山中学校・中部中学校において選択制のデリバリー給食を実施していますが、全員喫食制の給食実施については、他の様々な教育課題の解決に向けた取り組みとの調整を行いつつ、着実に進める必要があります。
- 新学習指導要領では、教科等の目標や内容を見通し、学習の基盤となる資質・能力等の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが求められています。本市では、こうした状況を受け、令和2年3月に「亀山市学力向上推進計画」を改定し、指導力の向上・児童生徒への学習支援・家庭・地域との連携・協働を重点的取り組みとして進めています。今後は、就学前児童の支援体制を強化し、義務教育へのスムーズな接続を図る必要があります。また、デジタル技術の活用において児童・生徒用タブレット端末の配置やインターネット環境の整備は進みましたが、学習に必要な環境整備等を引き続き行う必要があります。
- 本市では、独自の取り組みである少人数教育推進教員の配置や、個の学び支援等、校内の子どもたちへのより良い学習環境づくりを積極的に行っています。しかし、いじめや不登校をはじめ、子どもの虐待・貧困、ヤングケアラー等、複合的な課題を持つ児童生徒は増加しており、福祉との連携の中で、保護者を含めた重層的な支援体制を充実し、誰一人取り残さない教育をさらに進める必要

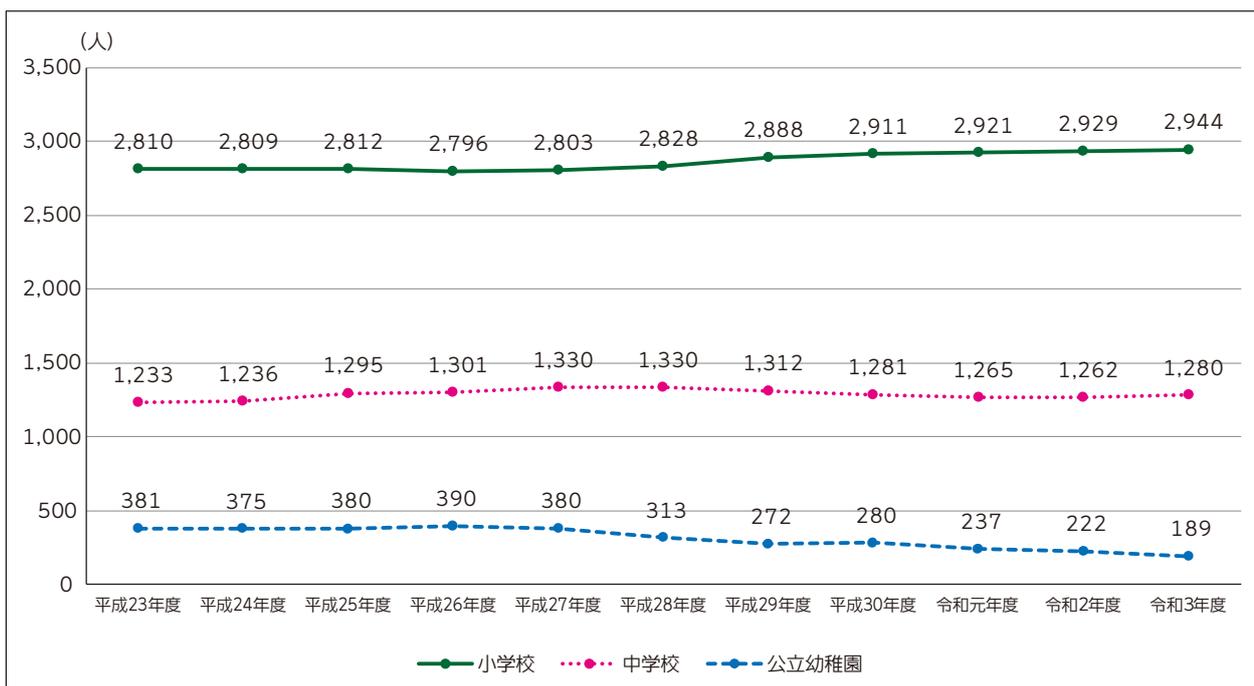
*1 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみのこと。

*2 インフラの管理手法で、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う手法のこと。

があります。

- 本市では、青少年健全育成について青少年育成市民会議と連携し、「亀山っ子」市民宣言^{*1}を具現化する「具現化行動計画」及び家庭で取り組める子育て応援メッセージ「かめやまお茶の間10選（実践）^{*2}」を策定し、子育て世帯を中心とした多くの市民への周知を行う等、地域で子どもを育む意識醸成に努めています。今後も「亀山っ子」市民宣言の具現化に向けた取り組みの実施を支援していくとともに、青少年の健全育成のため地域・福祉・教育の分野で様々な団体等と連携し、青少年活動を促進していく必要があります。

■児童・生徒数の推移（各年度5月1日現在）



(資料：学校教育課)



*1 市民レベルで、大人の行動指針となる「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ青少年の育成団体が共通の目標をめざしながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言（平成20年6月策定）。
 *2 子どもにとって各家庭の居場所の核となる「お茶の間」で、家族みんなと一緒に実践してもらいたいことをまとめた家庭への応援メッセージ。

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(1) 子どもたちの豊かな学びと成長を支える環境の充実

施策の方向

①学びを支える温かさあふれる学校づくり

- ◆学校運営協議会を核とした地域の連携と協働により、地域や学校の特性を生かした地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、日常の感染防止対策等、学校の衛生管理を適切に行うとともに、学校ボランティア等による日常の消毒等、地域や家庭との連携により、子どもが安心して学べる環境を整えます。
- ◆放課後の小学生が、安心できる居場所となる放課後子ども教室^{*1}と放課後児童クラブ^{*2}との連携を強化するとともに、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動を行える居場所づくりを推進します。

②学びの環境の充実

- ◆子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、学校施設の予防保全型^{*3}管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインへの配慮やライフサイクルコスト^{*4}の意識を持ちながら、学校施設の長寿命化・更新に向けた計画づくりに取り組みます。
- ◆学校における子どもたちの良好な健康状態が維持できるよう、学習環境や給食環境の充実を図ります。
- ◆現在の亀山中学校・中部中学校のデリバリー給食を継続しながら、中学校における全員喫食制の給食実施に向け取り組みます。

③希望をもって新しい時代に活躍できる子どもの育成

- ◆一体的で質の高い保育・教育を推進するとともに、異校種間のスムーズな接続を図るため、保幼認小中の連携を進めます。
- ◆児童生徒一人ひとりが学ぶ楽しさや、わかる喜びを実感できるよう、充実した教職員研修や外部講師の派遣等により、教師の指導力の向上と授業改善を図ります。
- ◆子どもたちが日常から本に親しむことができるよう取り組みを推進するとともに、市立図書館及び学校司書、学校図書館活用アドバイザー等と連携して学校図書館の充実を進めます。
- ◆子どもたちが将来自立した時に社会人として必要な人権意識の向上や、主体的な判断・選択の下に行動できるよう、人権・道徳教育を推進します。
- ◆豊かな感性を育むため、伝統文化や優れた芸術に直接触れ、体験し、自ら表現する機会を教育活動に取り入れます。
- ◆様々な情報をもとに、自ら進んで問題を発見・解決することができるよう、1人1台端末等のデジタル技術を積極的に活用する学習を進めるとともに、情報教育を推進します。
- ◆子どもたちが多様な国・地域の文化や考え方に触れられるよう、外国語活動や英語科の授業を通じてコミュニケーション能力の向上を図るとともに、国際理解教育^{*5}や多文化共生教育を推進します。
- ◆社会とのかかわりや参画への意識を高めるため、体験学習の機会の充実を図るとともに、自らの進路を主体的に選択できるようキャリア教育^{*6}を推進します。

*1 放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。
 *2 保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
 *3 インフラの管理手法で、更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う手法のこと。
 *4 施設などの新設、維持管理、改築、処分を含めた生涯費用の総計のこと。
 *5 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が提唱した Education for International Understanding の日本語訳であり、「世界の人々が、国を越えて理解しあい、協力し、世界平和を実現すること」を理念とした教育のこと。
 *6 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

④家庭・地域の教育力の向上

- ◆地域での子どもの安全・安心な生活を確保するため、「SOSの家」や青少年育成市民会議の「愛の運動」の取り組みを継続し、地域全体による子どもの見守りを推進します。
- ◆家庭生活を通じて幼少期から基本的な生活習慣を身に付けられるよう、家庭教育の重要性についての意識啓発を図るため、「かめやまお茶の間10選（実践）」の取り組みを進めます。

⑤一人ひとりの学びを支えるきめ細かな教育の推進

- ◆一人ひとりの子どもの特性や事情に配慮し、個々の能力を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育*1や外国人児童生徒教育、家庭環境により学びに差が生じないための学習支援等、それぞれの学びの機会の確保に努めます。
- ◆35人を超える過密学級の解消と習熟度に応じた授業等、一人ひとりの意欲を高める少人数教育による児童生徒へのきめ細やかな指導を推進します。
- ◆いじめや不登校など、悩みを抱える児童生徒及び保護者等に対する相談・支援体制の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した学びの保障、NPO等と連携した訪問型支援、学校内外の居場所づくりを進めます。
- ◆教職員が子どもと向き合う時間を確保するために、デジタル技術を活用した校務の効率化を進めます。

⑥青少年の健全育成と青少年活動の促進

- ◆青少年育成市民会議の活動を通じ、「亀山っ子」市民宣言に対する市民の理解を促進するとともに、その実践活動への支援を行います。
- ◆地域の実情を踏まえながら、地域・福祉・教育の連携による青少年の自立支援や見守り体制の強化に取り組みます。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
コミュニティ・スクール*2だより等を作成し、地域への情報発信を年間3回以上行っている学校の数	8校 (令和2年度)	14校 (令和7年度)
学校評価アンケートにおける授業理解度	小学校90.0% 中学校85.8% (令和3年度)	小学校92.0% 中学校89.0% (令和7年度)
「かめやまお茶の間10選（実践）」アンケートにおける取り組んだと回答した保護者割合	52.0% (令和2年度)	70.0% (令和7年度)
学校評価アンケートにおける学校満足度	小学校93.4% 中学校91.2% (令和3年度)	小学校95.0% 中学校95.0% (令和7年度)
「亀山っ子」市民宣言についてのアンケートにおける目指す子ども像について実感があると回答した割合	24.4% (令和2年度)	30.0% (令和7年度)

*1 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を行うこと。

*2 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみのこと。

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進



目指す姿

子育て世帯が、周りに支えられながら、安心して子どもを育てています。

現状と課題

- 全国的な少子化が進展する中、本市の出生数においても、他市に比べて比較的緩やかではあるものの減少傾向が続いています。しかしながら、女性の就労意欲の高まりや幼児教育・保育の無償化など、保育需要の拡大・多様化につながる動きが進んでいることから、待機児童^{*1}の解消には至っておらず、本市の大きな課題となっています。そうした状況を踏まえ、令和3年2月に就学前教育・保育施設の再編方針を策定し、保育所の増設等、短期的な効果が期待できる事業に着手し、保育機能の拡大のための取り組みを進めています。引き続き計画的な施設の統廃合を含めた施設再編等、中長期的な視点による抜本的な待機児童解消に向けた取り組みが求められます。
- コロナ禍では、医療従事者をはじめとしたエッセンシャルワーカー^{*2}である保護者の就労を支えるために保育所、放課後児童クラブ^{*3}など子どもの居場所の安定的な確保の重要性が高まっています。一方、感染リスク等から保育所等の施設や地域子育て支援センターの利用を控えたり、様々なイベントが中止・縮小されたりするなど、子育て世帯の交流機会が減少することで、子育て世帯が社会から孤立するリスクの高まりも危惧されています。今後は、子どもの居場所の更なる充実や、コロナ禍で子育て世帯が孤立しない取り組みが必要です。
- 本市では、保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した切れ目のない子育て支援体制による総合的な相談や支援を積極的に展開することで、「子育てにやさしいまち」としての評価を得ています。また、平成30年度（2018年度）に子育て世代包括支援センター^{*4}を設置するなど、専門スタッフによる相談・支援体制の強化を図っています。そうした中、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）^{*5}」が令和元年（2019年）12月から施行され、その地域の特性に応じた施策を策定・実施する責務を果たすことが求められています。
- 本市では、子育て世帯への支援について、県制度の医療費助成に加え、市単独の取り組みとして、子どもの医療費に対する助成の対象者の拡大や未就学児の窓口無料化等により制度の充実を図っています。また、令和元年10月に国の幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て世帯の負担を社会全体で支えるしくみが大きく見直されるなど、子育て世帯への公的支援が拡充されています。
- 国は、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン^{*6}」を策定し、共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」等の課題を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進しています。本市においては、ニーズ増のある小学校区での放課後児童クラブの支援単位の拡大や、夏休み等の新たな居場所となる長期休暇子どもの居場所事業を展開し、さらに放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携強化に努めています。

4

子育てと子どもの成長
を支える環境の充実

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

■就学前児童数及び保育所児童数の推移（各年度4月1日現在）

区分		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出生数（歴年）		人	414	365	415	358	360	—
就学前児童数		人	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475
保育所	設置数	公立 箇所	9	9	9	9	9	9
		私立 箇所	5	7	7	7	7	7
	定員	人	1,115	1,202	1,213	1,217	1,195	1,195
	児童数 （うち広域入所）	人	1,188 (41)	1,178 (28)	1,196 (26)	1,192 (18)	1,221 (33)	1,210 (34)
	3歳未満児 （うち広域入所）	人	357 (12)	396 (12)	407 (14)	396 (3)	401 (12)	414 (13)
	発達等に配慮が 必要な児童数	人	39	42	44	47	61	53

※保育所には、認定こども園及び小規模保育事業を含みます。

（資料：市民課、子ども未来課）



- *1 保育所等へ入所申請しながらも定員超過などの理由から入所できない児童のこと。
- *2 日々の生活を維持していくために必要な職業の方の総称。医療・福祉全般、電力やガス、水道などの生活インフラ、スーパーや金融サービスなど。
- *3 保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
- *4 妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するために設置された支援センターのこと。妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に専門家が対応し、加えて必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行う。
- *5 成長過程にある子どもおよびその保護者、並びに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする理念法のこと。
- *6 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目指し、国が実施する子育て支援事業。全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

(2) 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

施策の方向

①就学前教育・保育施設の受入機能の強化

- ◆将来的なニーズを踏まえた待機児童*1の解消を目指し、保育所の増築等を進めるとともに、幼保の統合等による認定こども園化を基本とした施設整備を進めます。
- ◆新型コロナウイルス等による感染症や様々な衛生対策の徹底と、園舎や遊具等の施設の改修を図ることで、子どもたちが安心して園生活を過ごすことができる環境の充実を図ります。
- ◆就学前教育・保育施設の運営体制の強化を図るため、民間保育所等に対する支援を進めるとともに、保育現場における人材確保による受入機能の強化を図ります。
- ◆保護者の就労・疾病等で保育を必要とする子どもが必要な保育利用ができるよう、適切な利用調整に努めるとともに、転入や復職など急な保育需要への対応のため、待機児童館の機能確保を図ります。

②魅力ある幼児教育・保育の提供

- ◆亀山市ならではの自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、豊かな体験を通じた活動を推進します。
- ◆医療的ケアを要する子どもや特別な支援が必要な子どもに対し、看護師や保育士など必要な職員を配置するなど安心できる保育体制の確保を図ります。
- ◆子どもたちと直接触れ合う職員がより質の高い保育・教育ができるよう、職員間の情報共有の機会の提供や計画的な研修の機会の充実を図ります。

③子育て世代が孤立しない環境づくり

- ◆子育て世帯の悩みや不安を解消し、子どもが健やかに成長していけるよう、多様な専門スタッフの集う子育てに関する相談体制の充実と、関係機関との連携強化を図ります。
- ◆子育て中の親子の相互交流や子育てに関する相談の場となる地域子育て支援センターについて、サテライト機能や体制を強化するとともに、親子が楽しみながら参加できるイベントや講座を通じた親と子どもの成長への支援を行うことで、子育て世帯のつながりづくりを促進します。
- ◆子育てに関するイベントやサークル活動など様々な子育てに関する情報について、多様な手段による情報発信の強化を行うことで、子育て世帯の交流促進を図ります。
- ◆児童虐待予防のため、要保護児童対策地域協議会を核とした地域や関係機関との連携を強化し、早期対応や発生時の迅速な対応に取り組みます。

④子育て世帯の自立した生活への支援

- ◆経済的な困窮・文化的な貧困にかかる課題を抱えた子育て世帯が支援につながるよう、アウトリーチによる相談支援を実施するとともに、就労の機会に恵まれない子育て世帯への就労相談や職業訓練等の機会の充実を図ります。
- ◆ひとり親世帯等への様々な制度の情報提供や相談体制の充実を図るとともに、国の制度を利用し、経済的に困窮するひとり親世帯への生活支援を行います。

4

子育てと子どもの成長
を支える環境の充実

(2)

安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進

⑤子育ての希望をつなぐ支援の充実

- ◆子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が中核となり、保健・福祉・教育・医療の関係機関との連携による子ども・子育て支援ネットワークを展開し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。
- ◆不妊治療費助成など子どもを持つための支援を行います。
- ◆安心して子どもを産み育てていけるよう、子どもの医療費など子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

⑥子どもの居場所づくりときめ細かな子育て支援の推進

- ◆放課後の小学生の安心できる居場所となる放課後児童クラブ*¹の運営・支援や長期休業時等の必要な子どもの居場所づくりに取り組むとともに、放課後子ども教室*²との連携を図ります。
- ◆様々な理由から一時的に養育困難となった児童の短期間の受入れや、ファミリーサポートセンターを核とした細やかな子育て援助活動の体制強化を図ります。
- ◆児童発達支援の中核となる児童発達支援センターの機能の確保を進めるとともに、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの計画的な育成等、教育・保育現場の人材育成を行うことで、切れ目ない支援の充実を図ります。
- ◆発達等に配慮が必要な児童への支援を迅速かつ適切に行えるよう、専門機関との連携を図り、早期発見・早期支援を行います。
- ◆保護者が働きながら安心して子育てができるよう、休日保育や病児・病後児保育など多様なニーズに対応できる保育サービスの充実を図ります。

【成果指標】

指標	現状値	目標値
低年齢児（3歳未満児）待機児童数	12人 (令和3年4月1日)	0人 (令和7年4月1日)
地域子育て支援センター利用者数	20,642人 (令和2年度)	33,000人 (令和7年度)
産前・産後の子育て家庭へのアウトリーチによる延べ相談件数	115件 (令和2年度)	120件 (令和7年度)
年間出生数	359人 (令和2年度)	400人 (令和7年度)

*1 保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図るもの。
*2 放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、学校の校庭や教室等を活用して、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取り組み。